

1 2 月臨時教育委員会会議録

開催年月日	平成19年12月25日(火)
開催場所	本館8階 第2委員会室
開催時間	午前10時15分
出席委員	寺前 委員長 篠原 委員長職務代理者 百瀬 委員 山本 委員 中原 委員(教育長)
出席職員	・異教育次長兼教育総務部長・川田学校教育推進長・藤田生涯学習部長・斉藤教育総務部次長兼総務人事課長・中山教育総務部次長・浅野教育総務部次長・下司教育総務部次長・倉本生涯学習部次長兼生涯学習スポーツ課長・松村生涯学習部次長・松岡教育政策課長・吉岡教育サポートセンター所長・竹内青少年課長・大谷八尾図書館長・岸本文化財課長・浅田教育総務部参事

【寺前委員長職務代理者】 それでは、只今より12月臨時教育委員会を開催いたします。選挙第1号「八尾市教育委員会委員長選挙に関する件」について審議を行います。

八尾市教育委員会委員長の選挙につきましては、従前の慣例から中原教育長に議事進行役をお引き受けいただくのが適当でないかと思いますが、委員の先生方、いかがでしょうか。

【全委員】 異議なし

【寺前委員長職務代理者】 全委員ご異議がないようですので、中原教育長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【中原教育長】 それでは、ご指名により議事進行を仰せつかりましたので、今から審議に入らせていただきたいと思います。事務局より、提案理由の説明をお願いします。

【異教育次長】 2期8年にわたり、本市教育行政の発展にご尽力を賜りました角田前委員長の任期が12月21日をもって満了し、ご勇退なされました。

これに伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定に基づきまして、その後任の委員長の選挙を行う必要がございますので、本案のご審議をお願いするものでございます。

なお、選挙の方法につきましては、八尾市教育委員会会議規則第2条に、無記名投票と指名推薦の方法が規定されておりますが、従来からの慣例では、指名推薦の方法で実施されておるところでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

【中原教育長】 ただいま、説明がありました。委員長の選挙の方法については、2つの方法が規定されているとのことですが、従来からの慣例に基づき、指名推薦の方法で行ってよろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし

【中原教育長】 全委員ご異議がないようですので、それでは指名推薦の方法で実施することといたします。どなたか、ご指名をお願いいたします。

【篠原委員】 市政並びに教育をめぐる環境も大変な時期であります。今まで教育委員として長い経歴をお持ちで、また職務代理として非常に長い間お勤めいただいた寺前委員長職務代理者をお願いするのが一番適當ではないかと考えます。推薦いたしたいと思います。いかがでしょうか。

【中原教育長】 ただいま篠原委員から、寺前委員長職務代理者が委員長として最も適任であるとのご意見がございました。委員のみなさまいかがでしょうか。

【全委員】 異議なし

【中原教育長】 全委員ご異議なしということですので、選挙第1号「八尾市教育委員会委員長選挙に関する件」につきまして、寺前委員長職務代理者を委員長に選任することに決しました。

それでは、寺前委員長より、ごあいさつをお願いいたします。

【寺前委員長】 皆様方のご推薦を賜りましたので、謹んで委員長職を引き受けさせていただきます。

混迷の社会状況の中で、教育委員会の委員長をお引き受けするにあたりまして大変緊張もいたしております。また、その職務の重大さも痛感しているところでございます。私自身大変微力ではありますが、全力を尽くし、職務を全うする所存でありますので、どうぞ委員の先生方をはじめ事務局の幹部職員の皆様方のご指導、ご協力をお願い申し上げます。大変簡単ではございますが就任のごあいさつといたします。

【中原教育長】 寺前委員長よろしく申し上げます。それでは、今後の議事の進行につきまして、寺前委員長をお願いしたいと思います。

【寺前委員長】 それでは、私が委員長に選任いただいたことから、委員長職務代理者の指定を行う必要が生じたので、引き続き選挙を行ってよろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし

【寺前委員長】 それでは、引き続き、選挙第2号「八尾市教育委員会委員長職務代理者選挙に関する件」について審議を行います。

事務局より、選挙に関する説明を願います。

【異教育次長】 ただいま上程されました選挙第2号八尾市教育委員会委員長職務代理者の選挙でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づきまして、委員長職務代理者が欠けた場合、その後任の委員長職務代理者を選挙のうえ選任していただく必要がございます。

なお、選挙の方法につきましては、八尾市教育委員会会議規則第2条に、無記名投票と指名推薦の方法が規定されておりますが、従来からの慣例では、委員長の指名推薦の方法で実施されておるところでございます。

【寺前委員長】 ただいま説明がありましたが、委員長職務代理の選挙の方法については、2つの方法が規定されており、従来からの慣例では、委員長からの指名推薦の方法で行なわれているとのことですが、いかがでしょうか。ご意見をお伺いいたします。

【中原教育長】 慣例どおり、委員長からご指名をいただくということではいかがでしょう

か。

【全委員】 異議なし

【寺前委員長】 全委員ご異議がないようですので、それでは、篠原委員に委員長職務代理者にご就任いただくということで、よろしく願いいたします。

【篠原委員】 ただいま寺前委員長からのご指名と皆様方のご推薦を賜りました。職務の重要さに引き締まる思いでございます。委員として5年勤めさせていただいておりますが、まだまだ力不足で勉強することがいっぱいでございます。これから新委員長の寺前委員長を補佐して八尾市の教育のために一生懸命がんばりたいと思います。よろしく願いします。

【寺前委員長】 それでは、選挙第2号「八尾市教育委員会委員長職務代理者選挙に関する件」につきまして、篠原委員が委員長職務代理者に就任することに決しました。

よろしく願いします。

【寺前委員長】 以上で、本日の議案審議については終わりますが、この際、委員の先生方何かご発言はございますでしょうか。事務局から何かございますか。ないようですので、本日の臨時教育委員会は以上で終わります。

本日の署名委員に百瀬委員を指名したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(署名)百瀬委員